

「電気料金が必ず安くなる」などの勧誘トークには気をつけましょう!!

あわてないで! まずはしっかりチェック しましょう!

✓ 契約する小売電気事業者を確認しましたか?

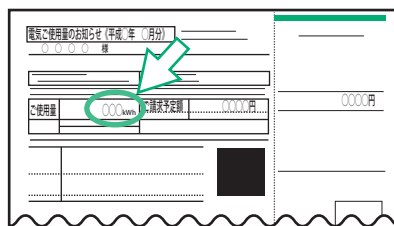
「電力会社のサービス代理店です」と偽って営業行為をされたという相談が寄せられています。不審に思った場合は、その場で契約せずに社名や担当者名、連絡先を確認し、電力会社にそれを伝えた上で本当に代理店なのかを確認しましょう。また、電力会社も本当に登録された事業者かどうか必ず確認しましょう。

※登録された電気事業者は、資源エネルギー庁ホームページの「小売電気事業者一覧」で確認することができます。インターネットで検索できなければ電力自由化専用ナビダイヤル(0570-028-555)でも確認できます。

経済産業省 小売電気事業者

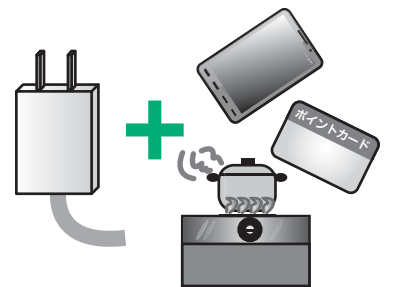
✓ ご家庭の使用量に照らした比較になっていますか?

「料金が必ず安くなる」といった勧誘トークには気を付けましょう。このような勧誘を受けた場合、こういった条件で安くなるのかを確認し、仮にそれが他の商品やサービスとのセット販売による割引の場合、セットで販売される他の商品やサービスが本当に必要かよく検討しましょう。



✓ 契約期間や途中解約、割引の条件はどうなっていますか?

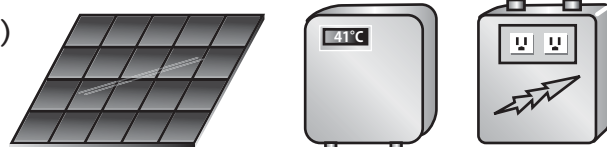
小売電気事業者は契約をする際に、月々の電気料金や契約期間、解約に関する条件などを消費者に対してきちんと説明する義務があります。きちんと説明をしない場合には、その場で契約をしないようにしましょう。



便乗した勧誘にも注意しましょう!

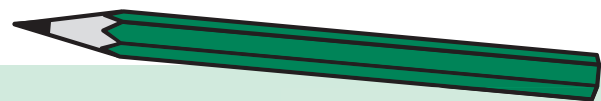
電力小売全面自由化では、新たな機器を購入する必要はありません!!

- 太陽光パネル (ソーラーシステム)
- 電気温水器
- 蓄電池 など



これらの機器や電力の新料金を訪問販売・電話勧誘販売で申込みをした場合、

8日以内 であればクーリング・オフができます! (法定書面を受け取った日から起算して8日以内)



電力小売自由化について知りたいときは?

電力自由化専用ナビダイヤル 0570-028-555

契約時のトラブルの相談

電力取引監視等委員会 03-3501-5725
 広島市消費生活センター 082-225-3300

消費者ホットライン **188**

を押していただくと、最寄りの消費生活センターにつながります!
 ※通話料金は相談者負担となります。



トラブル
 注意報!

通信販売…いつの間にか定期購入になっていた!?

インターネットの普及に伴い、ネット上の消費者トラブルが増えています。その中で、最近年齢を問わず増えているのがネット通販の定期購入によるトラブルです。実際にどのような事例か見てみましょう。

相談事例

インターネット通販で「お試し無料! 送料だけ負担してください」というサプリメントを注文した。商品が届きサプリメントを飲んだが効果が感じられなかったため、継続して購入せずそのままにしていた。

すると、翌月同じ商品が通常価格より少し値引きされ請求書とともに送られてきた。サイトに問い合わせたところ、『初回無料のお試しは4か月の定期購入コースになっている』と言われて初めて定期コースであることを知った。4か月も購入するつもりはなかったため解約したいと申し出たが、『ホームページ上にきちんと記載されている。4か月経ってから解約を申し出てください』と言われた。

(18歳、女性)



定期購入だなんて知らなかった!!

まずは注文した時のサイトの画面をもう一度よく確認してみましょう。もし、4か月の定期購入が条件であることが記載されていたら、その内容で契約が成立しているため一方的に解約することはできません。

契約内容が「〇〇コース」という名前であれば、定期購入である可能性があります。「お試し」という言葉に惑わされて契約の条件を確認しないまま申し込んでしまうと、このようなトラブルになってしまいますので、事業者がどのような記載をしているか、消費者もよく確認する必要があります。

通信販売はクーリング・オフできません!

特定商取引法では、サイト事業者は原則、事業者の名称、住所、電話番号、代表者名、返品の可否と条件などを記載するよう義務付けられており、返品についてはその記載された内容に従うことになります。

なお、返品の可否についての記載がない場合は、商品を受け取ってから8日以内であれば、消費者の送料負担で返品することができます。また、サイト事業者が自主的にクーリング・オフ制度を設けている場合もあります。



トラブルに遭わないために!
注文する前に契約内容や返品の条件などを必ず確認しましょう!!